

4)原料原産地表示制度

アレルギーの対象範囲(28品目)

名称	焼き菓子
原材料名	小麦粉(国内製造) 、砂糖、卵、マーガリン、アーモンドパウダー、粉糖(砂糖、コーンスターチ)／膨脹剤、乳化剤、着色料(カロチン)、香料(一部に小麦・卵・乳成分・アーモンドを含む)
内容量	5枚
賞味期限	枠外下部に記載
保存方法	直射日光・高温多湿を避けて、常温で保存してください。
製造者	社会福祉法人大授 千葉県千葉市〇〇区××町△△一△

賞味期限:2023. 12. 24

①原料原産地表示の対象

項目	内容
対象食品	国内で製造し、又は加工した全ての加工食品
義務表示対象	<ul style="list-style-type: none">◆製品に占める重量割合上位1位の原材料を表示する◆原則、国別に重量の割合の高いものから順に、国名を表示する。原産国が3か国以上ある場合は、3か国目以降を「その他」と表示することができる◆食品表示基準別表第15-1に定める加工食品は、製品に占める最も大きい生鮮食品の重量割合が50%以上の場合、生鮮食品の名称と原産地を表示する(50%未満の場合、重量割合上位1位の原材料を表示)◆食品表示基準別表第15-2～6に定める加工食品は、個別ルールに従って表示する

食品表示基準別表第15

1. 下記の22品目

- 1) 乾燥したきのこ類、野菜、果実
- 2) 塩蔵きのこ類
- 3) ゆで又は蒸したきのこ類、野菜及び豆類並びにあん
- 4) 異種混合したカット野菜、異種混合したカット果実その他野菜、果実及びきのこ類を異種混合したもの
- 5) 緑茶及び緑茶飲料
- 6) もち
- 7) いりさや落花生、いり落花生、あげ落花生及びいり豆類
- 8) 黒糖及び黒糖加工品
- 9) こんにゃく
- 10) 調味した食肉

- 11) ゆで又は蒸した食肉及び食用鳥卵
- 12) 表面をあぶった食肉
- 13) フライ種として衣を付けた食肉
- 14) 合挽肉、その他異種混合した食肉
- 15) 素干魚介類、塩干魚介類、煮干魚介類及びこんぶ、干のり、焼きのり、その他干した海藻類
- 16) 塩蔵魚介類及び塩蔵海藻類
- 17) 調味した魚介類及び海藻類
- 18) こんぶ巻
- 19) ゆで又は蒸した魚介類及び海藻類
- 20) 表面をあぶった魚介類
- 21) フライ種として衣を付けた魚介類
- 22) 4又は14に揚げるもののほか、生鮮食品を異種混合したもの

2. 農産物漬物 3. 野菜冷凍食品 4. うなぎ加工品 5. かつお削りぶし
6. おにぎり(米飯類を巻く目的でのりを原料としているもの)

農産物漬物の原料原産地名事例

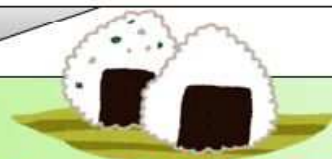
原材料の重量に占める割合の高い農産物又は水産物の上位4位(内容重量が300g以下のもの)にあっては、上位3位)までのもので、かつ、原材料の重量に占める割合が、5%以上の原産地名は原材料に占める重量の割合の高い原産地の順に原材料名に対応させて表示する。

3位の「にら」まで
重量5%以上

名称	だいこんキムチ(刻み)
原材料名	だいこん、人参、にら、昆布・・・
原料原産地名	国産(だいこん、人参)、中国(にら)
内容量	250g

おにぎりの「のり」原料原産地表示

おにぎりに使用した「のり」は、重量割合の順位に関わらず、「のり」の産地について表示する。



名称 **おにぎり**
 原材料名 **米飯(米(国産))** 鮭、**のり(韓国産)**、塩

以下の場合の対象外になるため注意が必要である

◆ おにぎりと他の食材を組み合わせたもの

⇒ おにぎり弁当(唐揚げ、たくわん、おにぎり)

◆ すし飯と具材を組み合わせた

料理をのりで巻いたもの

⇒ 巻きずし、軍艦巻き

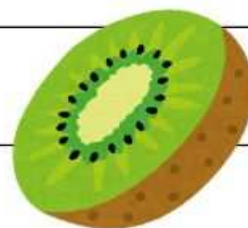


② 重量割合上位1位が生鮮食品

◆ 生鮮食品の場合、原材料の「産地」を表示する

◆ 原産国が2か国以上ある場合国は「、」でつなぐ

項目	表示内容
現在の表示	名 称:キウイジャム 原材料名:キウイ、砂糖
原産国が <u>1か国</u>	名 称:キウイジャム 原材料名:キウイ(<u>ニュージーランド</u>)、砂糖
原産国が <u>2か国</u>	名 称:キウイジャム 原材料名:キウイ(<u>ニュージーランド、国産</u>)、砂糖
原産国が <u>3か国</u>	名 称:キウイジャム 原材料名:キウイ(<u>ニュージーランド、国産、チリ</u>)、砂糖
原産国が <u>3か国以上</u>	名 称:キウイジャム 原材料名:キウイ(<u>ニュージーランド、国産、その他</u>)、砂糖



例外：又は表示

国別重量表示を行った場合に、容器包装の変更が生じると見込まれる場合は、過去実績等を踏まえた「又は表示」を実施できる

◆ 使用可能性のある複数国を、使用が見込まれる重量割合の高いものから順に「又は」でつないで表示する

➤ 可能性のため、使用しないことも有

◆ 原産国が3か国以上ある場合は、3か国目以降を「その他」と表示する。

◆ 根拠資料の保管が必要となる

➤ 保管期間：消費(賞味)期限に加えて1年間

◆ 一定期間の使用割合が、「5%未満」である産地については、当該産地の後に括弧を付して「5%未満」である旨を表示する必要がある。

◆ 過去の使用実績又は使用計画に基づく表示であることを容器包装に注意書きする。

使用実績順	◆ <u>製造年から遡って3年以内の中で、1年以上の実績</u> ➤ ○○の産地は、令和○年の使用実績順
使用計画	◆ <u>当該計画に基づく製造の開始日から1年以内の予定</u> ➤ ○○の産地は、令和○年の使用計画順

例外：大括り表示

国別重量表示を行った場合に、3以上の外国産地表示に関して、容器包装の変更が生じると見込まれる場合は、「大括り表示」を実施できる

- ◆ 3以上の外国を「輸入」と括って表示できる
- ◆ 輸入品と国産を混合して使用する場合、輸入品（合計）と国産との間で、重量の割合の高いものから順に表示する。
- ◆ 根拠資料の保管が必要となる
 - 保管期間：消費（賞味）期限に加えて1年間

例外：大括り表示＋又は表示

「大括り表示」を用いても容器包装の変更が生じると見込まれる場合のみ、「大括り表示＋又は表示」を行うことができる。

- ◆ 3以上の外国を「輸入」と括って表示できる
- ◆ その上で、「輸入」と「国産」を使用が見込まれる重量割合の高いものから順に「又は」でつないで表示できる。
- ◆ 過去の使用実績等に基づく表示であることを原産地の表示とともに、容器包装に注意書きする
- ◆ 根拠資料の保管が必要となる
 - 保管期間：消費（賞味）期限に加えて1年間

③重量割合上位1位が加工食品

- ◆加工食品の場合は、「製造地」を表示する
- ◆製造地が2か国以上ある場合国は「、」でつなぐ

- ◆原材料が加工食品である場合に、製造地を「〇〇(国名)製造」と表示する。
- ◆ただし、加工食品の原材料の「産地」が判明している場合、「〇〇製造」の表示に代えて、当該原材料とともに、その「産地」を表示することを妨げない。

項目	表示内容
製造地が <u>1か国</u>	名 称:絹ごし豆腐 原材料名:豆乳(<u>国内製造</u>)／豆腐用凝固剤
製造地が <u>2か国</u>	名 称:絹ごし豆腐 原材料名:豆乳(<u>国内製造、中国製造</u>)／豆腐用凝固剤

原材料に使用された生鮮食品の産地が判明している場合は、その「産地」を表示することもできる
ただし、「産地」が変更になった場合は、表示の変更が必要となる

産地が判明	名 称:絹ごし豆腐 原材料名: <u>豆乳(大豆(国産))</u> ／豆腐用凝固剤
-------	--

アレルギー、遺伝子組換え、原料原産地の順番

食品表示基準において、アレルギー表示、遺伝子組換え表示、原料原産地表示の順番については規定されていないが、健康被害の発生防止の高い表示を優先して表示する

◆ 健康被害の発生防止の高い表示としては、アレルギー表示、遺伝子組換え表示、原料原産地表示の順番となる。

【重量割合上位1位が豆乳の場合】
豆乳(大豆を含む : 遺伝子組換え)(国内製造)

重量割合上位1位が2つ以上ある場合

重量割合上位1位の原材料が2つ以上ある場合、2つ以上の原材料について、原料原産地表示をおこなう

◆ 小麦粉と卵が同量で、重量割合上位1位の場合は、小麦粉の「製造地」と卵の「産地」を表示する。

◆ 同量で1位の場合、原材料の順番については、規定されていない。

④食品表示基準別表第15-1の加工食品

◆ 下記の加工食品は、製品に占める最も大きい生鮮食品の重量割合が50%以上の場合は、「製造地」を表示するのではなく、原材料の「名称」と「原産地」を表示する。

加工食品	対象となる原材料
<u>緑茶及び緑茶飲料</u>	荒茶
<u>もち</u>	米穀
<u>黒糖及び黒糖加工品</u>	黒糖
<u>こんにやく</u>	こんにやくいも
<u>こんぶ巻</u>	こんぶ

名称	板こんにやく
原材料名	<u>こんにやく粉(国内製造)</u> 、海藻粉末／水酸化カルシウム(こんにやく用凝固剤)



名称	板こんにやく
原材料名	<u>こんにやく粉(こんにやく芋(国産))</u> 、海藻粉末／水酸化カルシウム(こんにやく用凝固剤)

原産地

名称

